

# 新たな桜並木の歴史に あなたの名前を刻みませんか

～ 早乙女桜並木再整備募金の寄附者募集 ～

9月1日から「早乙女桜並木再整備募金制度」が始まります。この制度は、現在、市と県が進めている早乙女桜並木再整備にかかる桜の植栽や景観づくり等への使途を目的としております。一定額以上の寄附者については、「新早乙女桜並木」に設置する銘板に、寄附者の名前を刻印します。未来へ引き継がれる新たなシンボルロード「新早乙女桜並木」を皆様と一緒に作っていきたく思います。ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。



あの時は、こんなにキレイだったよね。  
平成元年頃(最盛期)



今はさびしいよね。  
現在



みんなの力でまた素敵な桜並木の下を通りたいね。  
新早乙女桜並木イメージ

# 早乙女桜並木再整備募金へご協力をお願いします

## 募金の名称

早乙女桜並木再整備募金

## 募金の目的

皆様と一緒に、未来へ引き継がれる新たなシンボルロード「新早乙女桜並木」をつくるために、募金制度を始めます。

## 募金の使途

早乙女桜並木への桜の植栽、景観づくり等

## 募金期間

9月1日～令和6年3月31日(予定)

## 対象

どなたでも(法人・団体も可)

## 募金へのお礼

一定額の寄附者に対し、寄附者の名前を「新早乙女桜並木」に設置する銘板に刻印します。右図参照

## 寄附の方法

### ステップ①

総合政策課に設置している「寄附申込書」に、必要事項を記入しご提出してください。(窓口に来られない方には、申込書を郵送しますので、お問合せください。)

### ステップ②

会計課または郵便局の窓口で、専用の「納付書」により納付いただきます。(遠方の方には郵便局にて納付書を郵送します。)

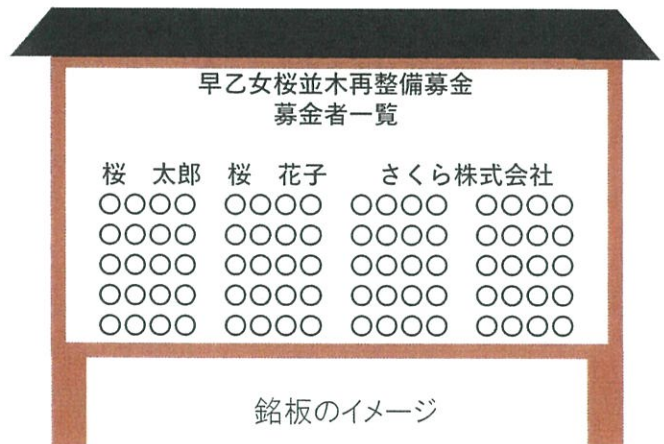
## 寄附受領証明書

寄附確認後に寄附受領証明書を発行します。  
注) 寄附金控除を受けるための申告に必要となりますので大切に保管してください。

## 募金箱

道の駅に募金箱を設置していますので、ご協力をお願いします。  
※募金箱に募金された場合は、領収書が発行されません。

寄附金額	募金へのお礼
50万円以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>感謝状を贈ります</li> <li>寄附者の名前を銘板に刻印します</li> </ul>
1万円以上50万円未満 ※法人または団体は10万円以上50万円未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附者の名前を銘板に刻印します</li> </ul>
千円以上1万円未満 ※法人または団体は1万円以上10万円未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>お礼状を贈ります</li> </ul>



新早乙女桜並木イメージ

【問】 総合政策課 ☎681-1113